政令第三十号

標準的な官職を定める政令

内閣は、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第三十四条第二項の規定に基づき、この政令を制

定する。

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、 次の表の第一 欄に掲げる職 務の種類及び同表の第二 欄

に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三 欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄 に 掲げ

るとおりとする。

	組織法(昭和二十三年	関として置かれる各機	
	の事務次官、国家行政	政事務をつかさどる機	
	内閣法制次長、内閣府	、内閣の統轄の下に行	以外の職務
	閣府令で定めるもの、	内閣に置かれる各機関	項までに掲げる職務
事務次官	一内閣審議官のうち内	一 法律の規定に基づき	一 二の項から三十の
標準的な官職	職制上の段階	部局又は機関等	職務の種類

						機	 ま	う			に	
						機関等を除いたもの	までに掲げる部局又は	うち、次号から第七号	政機関」という。)の	会計検査院(以下「行	に置かれる機関並びに	及び内閣の所轄の下
五十二号)第五条第五	和二十七年法律第二百	内閣法制局設置法(昭	三項に規定する所長、	十九号)第四条の二第	和三十二年政令第二百	一 内閣官房組織令(昭	制上の段階	7 の事務総長の属する職	務総長及び会計検査院	事務次官、人事院の事	八条第一項に規定する	- 法律第百二十号)第十
						局長						

三
内閣官房組織令第四
部

条の二第一 項に規定す

る内間 閣 衛星 廥 報 セ ンタ

 \mathcal{O} 所掌: 事 務を分掌す

る部 \mathcal{O} 長、 内 閣 法 制 局

設置法施行令 (昭 和二

十七年政令第二百 九 +

号) 第六条第 項 \bigcirc 規

定に基づき総務 主 幹に

事務官、 内閣 府 設置法

充てられた内

閣

法

制

局

第十七条第五項 なに規定

する部長、

国家行

政

組

長

						r						
。)、内閣府設置法第	充てられた場合を除く	の規定に基づき部長に	局設置法第五条第五項	制局参事官(内閣法制	四内閣参事官、内閣法	上の段階	る審議官の属する職制	院の事務総局に置かれ	る審議官及び会計検査	院の事務総局に置かれ	に規定する部長、人事	織法第二十一条第一項
					課長							

室の長の属する職制上	の所掌事務を分掌する	の指揮監督を受け、課	五 前号に規定する官職 立	制上の段階	かれる課長の属する職	院の事務総局の局に置し	れる課長及び会計検査	の事務総局の局に置か	規定する課長、人事院	法第二十一条第一項に	る課長、国家行政組織	十七条第五項に規定す
			室長									

職の属する職制上の段	の指揮監督を受ける官	八 前号に規定する官職	制上の段階	する係の長の属する職	七 課の所掌事務を分掌	属する職制上の段階	事務を整理する官職の	する官職のつかさどる	次号又は第八号に規定	定する官職を補佐し、	六 第四号又は前号に規	の段階
		係員			係長						課長補佐	

											_	
う昭司 ては幾曷等 二艮	務局(内閣府令で定め	農林水産技術会議の事	る公務員研修所並びに	院の事務総局に置かれ	に規定する機関、人事	行政組織法第八条の二	六条第二項並びに国家	年法律第七十号)第十	宮内庁法(昭和二十二	九条及び第五十五条、	一内閣府設置法第三十	
			令で定めるもの	上の段階として内閣府	の段階より下位の職制	十 前号に掲げる職制上	属する職制上の段階	等」という。)の長の	等(以下「施設等機関	に掲げる部局又は機関	九 この項第二欄第二号	階
		官職	府令で定める標準的な	上の段階に応じ、内閣	内閣府令で定める職制	この項第三欄第十号の					所長	

る。)		
三 国土地理院(支所を	十一 国土地理院の長の	院長
除く。)	属する職制上の段階	
	十二 前号に掲げる職制	この項第三欄第十二号
	上の段階より下位の職	の内閣府令で定める職
	制上の段階として内閣	制上の段階に応じ、内
	府令で定めるもの	閣府令で定める標準的
		な官職
四 国家行政組織法第九	十三 この項第二欄第四	局長
条に規定する地方支分	号に掲げる部局又は機	
部局(法律又は政令で	関等(以下「部等設置	
定める管轄区域が一の	広域管轄機関」という	
都府県の区域を超え又	。)の長の属する職制	

(これらの地方支分部	及び管区海上保安本部	通管制部、管区気象台	北海道開発局、航空交	地方更生保護委員会、)、沖縄総合事務局、	置かれるものに限る。	事務を整理する官職が	、当該地方支分部局の	方支分部局の長を助け	令の規定により当該地	び部が置かれ、又は政	に道の区域であり、及
十六 部等設置広域管轄	る職制上の段階	分掌する課の長の属す	機関の部の所掌事務を	十五 部等設置広域管轄	の段階	る官職の属する職制上	轄機関の事務を整理す	助け、部等設置広域管	置広域管轄機関の長を	機関の部長及び部等設	十四 部等設置広域管轄	上の段階
課長補佐				課長							部長	

	職の	十八	る部			十七	 職の	く。)を除く。)	府令で定めるものを除 規定	る地方支分部局(内閣)、次	局の所掌事務を分掌す 機関
職の属する職制上の	の指揮監督を受ける	前号に規定する官	職制上の段階	分掌する係の長の属す	関の課の所掌事務を	部等設置広域管轄	の属する職制上の段	どる事務を整理する官	規定する官職のつかさ	次号又は第十八号に	関の課の長を補佐し
		係員				係長					

Т		段階	
	五 国家行政組織法第九	十九 この項第二欄第五	所長
	条に規定する地方支分	号に掲げる部局又は機	
	部局(法律又は政令で	関等(以下「広域管轄	
	定める管轄区域が一の	機関」という。)の長	
	都府県の区域を超え又	の属する職制上の段階	
	は道の区域であり、及	二十 広域管轄機関の長	次長
	び部が置かれず、かつ	を助け、広域管轄機関	
	、政令の規定により当	の事務を整理する官職	
	該地方支分部局の長を	の属する職制上の段階	
	助け、当該地方支分部	二十一 広域管轄機関の	課長
	局の事務を整理する官	所掌事務を分掌する課	
	職が置かれないものに	の長の属する職制上の	

は機関等を除く。)	閣府令で定める部局又	海難審判所(次号の内	署を除く。)及び地方	監督部(産業保安監督	地方事務所、産業保安	労働委員会の事務局の	局の地方事務所、中央	正取引委員会の事務総	総局の地方事務局、公	台並びに人事院の事務	都事務所及び海洋気象	限る。)、宮内庁の京
官職の指揮監督を受け	二十四 前号に規定する	上の段階	る係の長の属する職制	課の所掌事務を分掌す	二十三 広域管轄機関の	属する職制上の段階	事務を整理する官職の	する官職のつかさどる	又は第二十四号に規定	課の長を補佐し、次号	二十二 広域管轄機関の	段 階
	係員				係長						課長補佐	

課長	二十七 都府県管轄機関	組織並びに運輸支局の
	の段階	どる部に置かれる内部
	部の長の属する職制上	に関する事務をつかさ
	の所掌事務を分掌する	発達、改善及び調整等
部長	二十六 都府県管轄機関	の貨物利用運送事業の
	段階	のに限り、運輸監理部
	の長の属する職制上の	都府県の区域であるも
	管轄機関」という。)	定める管轄区域が一の
	機関等(以下「都府県	部局(法律又は政令で
	六号に掲げる部局又は	条に規定する地方支分
所長	二十五 この項第二欄第	六 国家行政組織法第九
	の段階	
	る官職の属する職制上	

	制上の段階	事務を分掌する地方支
	する係の長の属する職	の地方支分部局の所掌
	の課の所掌事務を分掌	置かれるもの(これら
係長	二十九 都府県管轄機関	分部局であって、部が
	属する職制上の段階	の地に置かれる地方支
	事務を整理する官職の	閣府令又は省令で所要
	する官職のつかさどる	に内閣府又は各省の内
	号又は第三十号に規定	台及び地方気象台並び
	の課の長を補佐し、次	農政事務所、沖縄気象
課長補佐	二十八 都府県管轄機関	会保険事務局、北海道
	制上の段階	安調査事務所、地方社
	する課の長の属する職	部組織を除く。)、公
	の部の所掌事務を分掌	所掌事務を分掌する内

的な官職		縄総合事務局の事務所
内閣府令で定める標準		ものを除く。)及び沖
職制上の段階に応じ、		部局(前三号に掲げる
号の内閣府令で定める	る職制上の段階	条に規定する地方支分
この項第三欄第三十一	三十一 内閣府令で定め	七 国家行政組織法第九
		等に限る。)
		で定める部局又は機関
		海難審判所(内閣府令
		原総合事務所及び地方
	段階	保安監督事務所、小笠
	官職の属する職制上の	沖縄事務所、那覇産業
	職の指揮監督を受ける	に人事院の事務総局の
係員	三十 前号に規定する官	分部局を除く。) 並び

、懲役、禁	定めるものに限る。	その他の内閣府令で	備救難に関するもの	官補の行う事務(警	官若しくは海上保安	行う事務、海上保安	若しくは検察技官の	う事務、検察事務官	務、公安調査官の行	二 警察職員の行う事		
					機関等を除く。)	十号に掲げる部局又は	から第八号まで及び第	びに海上保安庁(次号	査庁及び最高検察庁並	一警察庁並びに公安調	及び国土地理院の支所	並びに産業保安監督署
項に規定す	三 警察法第二十条第三	上の段階	庁の次長の属する職制	する局長及び公安調査	第二十条第一項に規定	年法律第百六十二号)	二 警察法(昭和二十九	制上の段階	調査庁長官の属する職	一警察庁長官及び公安		
	部長						局長			長官		

=	 の 所	の 指 揮	五 新	段階	の 長	 所 掌	最高	 公 安	 二 項	四 警	の 属	 高 検	
	所掌事務を分掌する	揮監督を受け、	前号に規定する官職		の属する職制	所掌事務を分掌する	検察庁の事務	公安調査庁の課長及	二項に規定する課	警察法第二十六条第	属する職制上の	検察庁の事務局	多言孟月の音手の
_	する	課	官職一室長		上の	う つ こ に こ の に の に の に の に の に の に の に の に の	3 局 の 一	及 び -	課長、	条第一課長	段階	長	了

る職務を除く。) 及び十七の項に掲げ

	の指揮監督を受ける官
係員	八 前号に規定する官職
	制上の段階
	する係の長の属する職
係長	七 課の所掌事務を分掌
	属する職制上の段階
	事務を整理する官職の
	する官職のつかさどる
	次号又は第八号に規定
	定する官職を補佐し、
課長補佐	六 第四号又は前号に規
	の段階
	室の長の属する職制上

	公安機関」という。)	に管区海上保安本部(
	関等(以下「広域管轄	及び地方厚生支局並び
	号に掲げる部局又は機	安調査局、地方厚生局
局長	十一 この項第二欄第三	三 地方入国管理局、公
官職		
府令で定める標準的な	令で定めるもの	
上の段階に応じ、内閣	上の段階として内閣府	
内閣府令で定める職制	の段階より下位の職制	
この項第三欄第十号の	十 前号に掲げる職制上	
	属する職制上の段階	
所長	九 矯正収容施設の長の	二 矯正収容施設
	階	
	職の属する職制上の段	

					く。)及び高等検察庁	る部局又は機関等を除	かれ、内閣府令で定め	分掌し、所要の地に置	察局(その所掌事務を	除く。)並びに管区警	掌する地方支分部局を	これらの所掌事務を分
する官職のつかさどる	号又は第十六号に規定	の課の長を補佐し、次	十四 広域管轄公安機関	制上の段階	する課の長の属する職	の部の所掌事務を分掌	十三 広域管轄公安機関	の段階	の部長の属する職制上	十二 広域管轄公安機関	段階	の長の属する職制上の
			課長補佐				課長			部長		

	関等(以下「都府県管	び地方麻薬取締支所(
	号に掲げる部局又は機	局、公安調査事務所及
所長	十七 この項第二欄第四	四地方入国管理局の支
	段階	
	官職の属する職制上の	
	職の指揮監督を受ける	
係員	十六 前号に規定する官	
	制上の段階	
	する係の長の属する職	
	の課の所掌事務を分掌	
係長	十五 広域管轄公安機関	
	属する職制上の段階	
	事務を整理する官職の	

			。)並びに地方検察庁	部局又は機関等を除く	れ、内閣府令で定める	掌し、所要の地に置か	これらの所掌事務を分	海道警察情報通信部(警察情報通信部及び北	除く。)並びに東京都	掌する地方支分部局を	これらの所掌事務を分
二十 都府県管轄公安機	上の段階	る課の長の属する職制	関の所掌事務を分掌す	十九 都府県管轄公安機	職制上の段階	整理する官職の属する	管轄公安機関の事務を	関の長を助け、都府県	十八 都府県管轄公安機	の段階)の長の属する職制上	轄公安機関」という。
課長補佐				課長					次長			

る官職の属する職制上	官職の指揮監督を受け	二十二 前号に規定する	る職制上の段階	分掌する係の長の属す	機関の課の所掌事務を	一十一 都府県管轄公安	階	職の属する職制上の段	どる事務を整理する官	規定する官職のつかさ	次号又は第二十二号に	関の課の長を補佐し、
		係員				係長						

的な官職		
内閣府令で定める標準	閣府令で定めるもの	
職制上の段階に応じ、	職制上の段階として内	
号の内閣府令で定める	制上の段階より下位の	
この項第三欄第二十七	二十七 前号に掲げる職	
	階	
	長の属する職制上の段	
校長	二十六 皇宮警察学校の	七皇宮警察学校
的な官職		
内閣府令で定める標準	閣府令で定めるもの	
職制上の段階に応じ、	職制上の段階として内	
号の内閣府令で定める	制上の段階より下位の	除く。)
この項第三欄第二十五	二十五 前号に掲げる職	本部(皇宮警察学校を

な官職		
閣府令で定める標準的		
制上の段階に応じ、内		機関等に限る。)
の内閣府令で定める職	職制上の段階	府令で定める部局又は
この項第三欄第三十号	三十 内閣府令で定める	九 都道府県警察(内閣
的な官職		
内閣府令で定める標準	閣府令で定めるもの	
職制上の段階に応じ、	職制上の段階として内	
号の内閣府令で定める	制上の段階より下位の	
この項第三欄第二十九	二十九 前号に掲げる職	
	階	
	長の属する職制上の段	
校長	二十八 管区警察学校の	一八 管区警察学校

	十一条第一項に規定す		項及び十七の項に掲
課長	三 国家行政組織法第二		一の項まで、十五の
	の段階		職務(四の項から十
	る部長の属する職制上		をつかさどる官職の
	十一条第一項に規定す	は機関等を除く。)	の運営に関する事務
部長	二 国家行政組織法第二	号までに掲げる部局又	発達又は税理士業務
	職制上の段階	審判所(次号から第五	くは徴収、酒類業の
長官	一国税庁長官の属する	一 国税庁及び国税不服	三 内国税の賦課若し
的な官職			
内閣府令で定める標準			
職制上の段階に応じ、			
号の内閣府令で定める	る職制上の段階		
この項第三欄第三十一	三十一 内閣府令で定め	十船舶	

げ
る
職
務
を
除
<
0

	属する職制上の段階
	事務を整理する官職の
	する官職のつかさどる
	次号又は第七号に規定
	定する官職を補佐し、
課長補佐	五 第三号又は前号に規
	の段階
	室の長の属する職制上
	の所掌事務を分掌する
	の指揮監督を受け、課
室長	四 前号に規定する官職
	の段階
	る課長の属する職制上

	_	
府令で定める標準的な	令で定めるもの	
上の段階に応じ、内閣	上の段階として内閣府	
内閣府令で定める職制	の段階より下位の職制	
この項第三欄第九号の	九 前号に掲げる職制上	
	する職制上の段階	
校長	八 税務大学校の長の属	二 税務大学校
	階	
	職の属する職制上の段	
	の指揮監督を受ける官	
係員	七 前号に規定する官職	
	制上の段階	
	する係の長の属する職	
係長	一六 課の所掌事務を分掌	

	_	兀					2/ [TV		⇒ L	三	
地方支分部局を除く。	の所掌事務を分掌する	沖縄国税事務所(そ				るものを除く。)	沖縄県を管轄区域とす	税不服審判所の支部(部局を除く。)及び国	務を分掌する地方支分	国税局(その所掌事	
階	長の属する職制上の段	十三 沖縄国税事務所の		閣府令で定めるもの	職制上の段階として内	制上の段階より下位の	十二 前二号に掲げる職	する職制上の段階	十一 国税局の部長の属	職制上の段階	十 国税局の長の属する	
		所長	な官職	閣府令で定める標準的	制上の段階に応じ、内	の内閣府令で定める職	この項第三欄第十二号		部長		局長	官職

次 長	二 国税不服審判所組織		請求に係る事件の調
	の属する職制上の段階		に対してされた審査
所長	一国税不服審判所の長	国税不服審判所	四 国税不服審判所長
な官職			
閣府令で定める標準的			
制上の段階に応じ、内			
の内閣府令で定める職	職制上の段階		
この項第三欄第十五号	十五 内閣府令で定める	五税務署	
な官職			
閣府令で定める標準的	府令で定めるもの	0)	
制上の段階に応じ、内	制上の段階として内閣	区域とするものに限る	
の内閣府令で定める職	上の段階より下位の職	の支部(沖縄県を管轄	
この項第三欄第十四号	十四 前号に掲げる職制)及び国税不服審判所	

内閣府令で定める職制	制上の段階	げる部局又は機関等を	究に関する事務をつ
この項第三欄第一号の	一 内閣府令で定める職	一行政機関(次号に掲	五調査、試験又は研
官職			
府令で定める標準的な	府令で定めるもの		
上の段階に応じ、内閣	制上の段階として内閣		
内閣府令で定める職制	上の段階より下位の職		
この項第三欄第三号の	三 前二号に掲げる職制		
	階		
	官の属する職制上の段		
	に充てられた国税審判		
	項の規定に基づき次長		職の職務
	第五十号)第一条第一		事務をつかさどる官
	令(昭和四十五年政令		査又は審理に関する

官職			掲げる職務を除く。
府令で定める標準的な			の項及び十四の項に
上の段階に応じ、内閣		究所	る官職の職務(十三
内閣府令で定める職制	制上の段階	大学校及び科学警察研	する事務をつかさど
この項第三欄第一号の	一 内閣府令で定める職	一施設等機関等、警察	六 研修又は教育に関
官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、内閣		所及び国土地理院	
内閣府令で定める職制	制上の段階	大学校、科学警察研究	
この項第三欄第二号の	二 内閣府令で定める職	二 施設等機関等、警察	
官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、内閣		除く。)	かさどる官職の職務

この項第三欄第三号の	三 前号に掲げる職制上		
	属する職制上の段階		
所長	二 矯正収容施設の長の	二 矯正収容施設	
官職			⟨°°°
府令で定める標準的な			でに掲げる職務を除
上の段階に応じ、内閣			の項から十一の項ま
内閣府令で定める職制	制上の段階	施設を除く。)	どる官職の職務(八
この項第三欄第一号の	一 内閣府令で定める職	一行政機関(矯正収容	七 医療業務をつかさ
官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、内閣			
内閣府令で定める職制	制上の段階	区警察学校	
この項第三欄第二号の	二 内閣府令で定める職	二 皇宮警察学校及び管	<u> </u>

この項第三欄の内閣府	内閣府令で定める職制上	一行政機関	十 診療放射線技師、
定める標準的な官職			
階に応じ、内閣府令で			職の職務
令で定める職制上の段	の段階		事務をつかさどる官
この項第三欄の内閣府	内閣府令で定める職制上	行政機関	九 栄養管理に関する
定める標準的な官職			
階に応じ、内閣府令で			職務
令で定める職制上の段	の段階		をつかさどる官職の
この項第三欄の内閣府	内閣府令で定める職制上	行政機関	八 調剤に関する事務
官職			
府令で定める標準的な	令で定めるもの		
上の段階に応じ、内閣	上の段階として内閣府		
内閣府令で定める職制	の段階より下位の職制		

定める標準的な官職			事務をつかさどる官
階に応じ、内閣府令で			診療の補助に関する
令で定める職制上の段	の段階		養上の世話若しくは
この項第三欄の内閣府	内閣府令で定める職制上	行政機関	十一 保健指導又は療
			務を除く。)
			び九の項に掲げる職
			職の職務(八の項及
			事務をつかさどる官
			う医療技術に関する
			、歯科技工士等の行
定める標準的な官職			指圧師、歯科衛生士
階に応じ、内閣府令で			、あん摩マッサージ
一令で定める職制上の段	の段階		診療エックス線技師

に必要な知識又は技	はきゅう師となるの	ジ指圧師、はり師又	するあん摩マッサー	十三 視覚障害者に対	務	つかさどる官職の職	援助に関する事務を	育、介護、判定又は	入所者等の指導、保	、児童福祉施設等の	十二 障害者支援施設	職の職務
				医療更生施設							医療更生施設	
			の段階	内閣府令で定める職制上						の段階	内閣府令で定める職制上	
	定める標準的な官職	階に応じ、内閣府令で	令で定める職制上の段	この項第三欄の内閣府				定める標準的な官職	階に応じ、内閣府令で	令で定める職制上の段	この項第三欄の内閣府	

官職			
府令で定める標準的な			る官職の職務
上の段階に応じ、内閣			する事務をつかさど
内閣府令で定める職制	制上の段階		成若しくは研修に関
この項第三欄第二号の	二 内閣府令で定める職	二 医療更生施設	又は看護に関する養
官職			の養成若しくは研修
府令で定める標準的な			看護師養成所の教員
上の段階に応じ、内閣			師養成所若しくは准
内閣府令で定める職制	制上の段階		助産師養成所、看護
この項第三欄第一号の	一内閣府令で定める職	一厚生労働省医政局	十四 保健師養成所、
			職の職務
			事務をつかさどる官
			能等の指導に関する

- 事務をつかさどる官	で行うことが必要な	十六 船舶に乗り組ん 船舶	る官職の職務	める事務をつかさど	の他の内閣府令で定	に限る。)の航行そ	閣府令で定めるもの	大きさを勘案し、内	、航行する海域及び	の庁務、船舶(用途)	、庁舎の監視その他	十五 機器の運転操作 行政機関及び船舶
	- の段階	内閣府令で定める職制上									- の段階	船舶 内閣府令で定める職制上
階に応じ、内閣府令で	令で定める職制上の段	この項第三欄の内閣府							定める標準的な官職	階に応じ、内閣府令で	令で定める職制上の段	この項第三欄の内閣府

この項第三欄の内閣府	内閣府令で定める職制上	特許庁	十八 特許法(昭和三
			どる官職の職務
			関する事務をつかさ
			及び立案等の支援に
			とによる政策の企画
			報の分析等を行うこ
定める標準的な官職			づく調査、研究、情
階に応じ、内閣府令で			門的な知識経験に基
令で定める職制上の段	の段階		野における高度の専
この項第三欄の内閣府	内閣府令で定める職制上	行政機関	十七 行政の特定の分
			職務を除く。)
			び十五の項に掲げる
定める標準的な官職			職の職務(二の項及

\ /E		<u>-</u> +	 職 務	を	る	六	十九	さい	官(<u></u>	<u> </u>	<u></u>
	仮退院若しくは	仮釈放、仮出場	纷	をつかさどる官職	る審判官の行う事務	六条第一項に規定す	特許法第百三十	さどる官職の職務	官の行う事務をつ	項に規定する審査	号)第四十七条第	十四年法律第百二十
	少	出 場 ———		ず (ア)	· 務	た す 		4 77	か	普 査 ——	来 第 ——	<u>干</u>
		地方更生保護委員会					特許庁					
	制上の段階	一 内閣府令で定める職				の段階	内閣府令で定める職制上					一の段階
	内閣府令で定める職制	この項第三欄第一号の		定める標準的な官職	階に応じ、内閣府令で	令で定める職制上の段	この項第三欄の内閣府			定める標準的な官職	階に応じ、内閣府令で	令で定める職制上の段

の更生保護若しくは	及び非行のある少年	その他犯罪をした者	査、生活環境の調整	事務、保護観察、調	除の取消しに関する	仮解除若しくは仮解	の処分、保護観察の	請、不定期刑の終了	院への戻し収容の申	退院の取消し、少年	婦人補導院からの仮	可、仮釈放若しくは
										二 保護観察所		
									制上の段階	二 内閣府令で定める職		
						官職	府令で定める標準的な	上の段階に応じ、内閣	内閣府令で定める職制	この項第三欄第二号の	官職	府令で定める標準的な

事務又は食品衛生監	二十一 検疫官の行う	確保に関する事務	機関相互間の連携の	施計画に関する関係	施若しくは処遇の実	、精神保健観察の実	後の生活環境の調整	活環境の調査、退院	行為を行った者の生	の状態で重大な他害	事務又は心神喪失等	犯罪の予防に関する
張所を除く。)	一検疫所(支所又は出											
職制上の段階	一 検疫所の長の属する											
	所長											

上の段階に応じ、内閣			
内閣府令で定める職制	制上の段階		
この項第三欄第四号の	四 内閣府令で定める職	三 検疫所の出張所	
官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、内閣			
内閣府令で定める職制	制上の段階		
この項第三欄第三号の	三 内閣府令で定める職	二 検疫所の支所	
官職			
府令で定める標準的な	令で定めるもの		
上の段階に応じ、内閣	上の段階として内閣府		
内閣府令で定める職制	の段階より下位の職制		かさどる官職の職務
この項第三欄第二号の一	二 前号に掲げる職制上		視員の行う事務をつ

府令で定める標準的な	令で定めるもの		
上の段階に応じ、	上の段階として内閣府		
内閣府令で定める	の段階より下位の職制	(出張所を除く。)	
この項第三欄第二号	二 前号に掲げる職制上	び那覇植物防疫事務所	る官職の職務
	する職制上の段階	は出張所を除く。)及	行う事務をつかさど
所長	一植物防疫所の長の属	一植物防疫所(支所又	二十二 植物防疫官の
官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、			
内閣府令で定める	制上の段階		
この項第三欄第五号	五 内閣府令で定める職	四 地方厚生局	
官職			
府令で定める標準的			

	する職制上の段階	は出張所を除く。)	行う事務をつかさど
所長	一動物検疫所の長の属	一動物検疫所(支所又	二十三 家畜防疫官の
官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、内閣		所	
内閣府令で定める職制	制上の段階	植物防疫事務所の出張	
この項第三欄第四号の	四 内閣府令で定める職	三 植物防疫所及び那覇	
官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、内閣			
内閣府令で定める職制	制上の段階	出張所を除く。)	
この項第三欄第三号の	三 内閣府令で定める職	二 植物防疫所の支所(
官職			

上の段階に応じ、内閣		
内閣府令で定める職制	制上の段階	
この項第三欄第四号の	四 内閣府令で定める職	三 動物検疫所の出張所
官職		
府令で定める標準的な		
上の段階に応じ、内閣		
内閣府令で定める職制	制上の段階	出張所を除く。)
この項第三欄第三号の	三 内閣府令で定める職	二 動物検疫所の支所(
官職		
府令で定める標準的な	令で定めるもの	
上の段階に応じ、内閣	上の段階として内閣府	
内閣府令で定める職制	の段階より下位の職制	
この項第三欄第二号の	二 前号に掲げる職制上	

この項第三欄第一号の	一内閣府令で定める職	一国土交通省海事局	二十五 船舶検査の執
官職			
府令で定める標準的な		局の事務所	
上の段階に応じ、内閣		運輸監理部又は運輸支	
内閣府令で定める職制	制上の段階	務所及び地方運輸局、	
この項第三欄第二号の	二 内閣府令で定める職	二 沖縄総合事務局の事	
官職			職務
府令で定める標準的な			をつかさどる官職の
上の段階に応じ、内閣			車検査官の行う事務
内閣府令で定める職制	制上の段階	支局(事務所を除く。	の行う事務又は自動
この項第三欄第一号の	一 内閣府令で定める職	一運輸監理部及び運輸	二十四 自動車登録官
官職			
府令で定める標準的な			

府令で定める標準的な			設備等、海洋汚染防
上の段階に応じ、内閣		支分部局を除く。)	承認、海洋汚染防止
内閣府令で定める職制	制上の段階	び第五号に掲げる地方	原動機取扱手引書の
この項第三欄第三号の	三 内閣府令で定める職	三 運輸監理部(次号及	化物の放出量確認、
官職			原動機からの窒素酸
府令で定める標準的な		方支分部局を除く。)	、船舶に設置される
上の段階に応じ、内閣		第五号までに掲げる地	積付けの検査の執行
内閣府令で定める職制	制上の段階	地方運輸局(次号から	その他の特殊貨物の
この項第三欄第二号の	二 内閣府令で定める職	二 沖縄総合事務局及び	検定の執行、危険物
官職			船舶若しくは物件の
府令で定める標準的な			、型式承認を受けた
上の段階に応じ、内閣			件の型式承認の執行
内閣府令で定める職制	制上の段階		一行、船舶若しくは物

止緊急措置手引書等			官職
若しくは大気汚染防	四 運輸支局(次号に掲	四 内閣府令で定める職	この項第三欄第四号
止検査対象設備の検	げる地方支分部局を除	制上の段階	内閣府令で定める
査の執行、船舶のト	<°)		上の段階に応じ、
ン数の測度の執行、			府令で定める標準的
船舶のトン数に係る			官職
証書等の作成若しく	五 地方運輸局、運輸監	五 内閣府令で定める職	この項第三欄第五号
は船舶保安規程の承	理部又は運輸支局の事	制上の段階	内閣府令で定める
認に関する事務、外	務所		上の段階に応じ、
国船舶に対する船舶			府令で定める標準的.
の航行の安全の確保			官職
若しくは海洋汚染等			
の防止に係る監督に			

(船舶の施設に関す	収若しくは立入検査	化に関する報告の徴	ルギーの使用の合理	運送事業に係るエネ	る事務若しくは水上	の事務の審査に関す	船舶保安規程の審査	船舶の検査若しくは	務、船級協会の行う	書の検査に関する事	くはトン数に係る証	係る検査の執行若し
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

		どる官職の職務
		関する事務をつかさ
		しくは試験の執行に
		の試験問題の作成若
	7.	船舶操縦士国家試験
		の試験若しくは小型
		受有者の承認のため
		締約国資格証明書の
		、海技士国家試験、
	7.1	の試験、水先人試験
		の資格の認定のため
		関する事務又は船員
		るものに限る。)に

英語能力証明、本邦	する者の認定、航空	て技能の審査に従事	者の養成施設におい	技能証明、航空従事	る事務、航空従事者	備規程の認可に関す_	程の認可若しくは整 二 地方航空局	業場の認定、業務規	查、予備品証明、事	式証明、修理改造検	空検査員の認定、型	
						制上の段階	空局 二 内閣府令で定める職				制上の段階	目 二夕近名舟 2月 一
			官職	府令で定める標準的な	上の段階に応じ、	内閣府令で定める職	この項第三欄第二号の	官職	府令で定める標準的	上の段階に応じ、	内閣府令で定める	-

-	る事務、機長の認定	は試験の執行に関す	験問題の作成若しく	認定に係る試験の試	審査に従事する者の	施設において技能の	は運航管理者の養成	理者技能検定若しく	縦教育証明、運航管	、計器飛行証明、操	に従事する者の認定	いて英語能力の判定	航空運送事業者にお
-													

する事務をつかさど	国航空機の監督に関	安全の確保に係る外	くは航空機の航行の	航空機使用事業若し	空運送事業若しくは	に関する事務又は航	者をいう。)の指名	九項の指名を受けた	一号)第七十二条第	七年法律第二百三十	(航空法(昭和二十	若しくは査察操縦士
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、内閣			さどる官職の職務
内閣府令で定める職制	制上の段階		に関する事務をつか
この項第三欄第一号の	一 内閣府令で定める職	一 国土交通省航空局	二十八 航空交通管制
			務
			つかさどる官職の職
			整備に関する事務を
定める標準的な官職			る航空機の運用又は
階に応じ、内閣府令で			行するために使用す
令で定める職制上の段	の段階		空局の所掌事務を遂
この項第三欄の内閣府	内閣府令で定める職制上	国土交通省航空局	二十七 国土交通省航
			る官職の職務

階に応じ、内閣府令で			船舶事故等の原因を
令で定める職制上の段	の段階		鉄道事故等若しくは
この項第三欄の内閣府	内閣府令で定める職制上	運輸安全委員会の事務局	二十九 航空事故等、
官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、内閣			
内閣府令で定める職制	制上の段階		
この項第三欄第三号の	三 内閣府令で定める職	三 地方航空局の事務所	
官職			
府令で定める標準的な			
上の段階に応じ、内閣			
内閣府令で定める職制	制上の段階		
この項第三欄第二号の	内閣府令で定める職	二 航空交通管制部	

-	、派遣先国において	を適正に行うための	業務実施要領の変更	務又は国際平和協力	務の実施に関する事 れ	三十 国際平和協力業 国	職の職務	事務をつかさどる官	ための調査に関する	害の原因を究明する	故に伴い発生した被	に関する事務又は事	究明するための調査
					る国際平和協力隊	際平和協力本部に置か							
					の段階	内閣府令で定める職制上							
-			定める標準的な官職	階に応じ、内閣府令で	令で定める職制上の段	この項第三欄の内閣府							一定める標準的な官職

業務 官職 際連 る事 派遣先国 施 するため \mathcal{O} る国 実施される必要のあ の者との連絡に しくは分析若 附 し 具体的内]際平和5 合 た 国 0 務をつかさどる \mathcal{O} 則 職務 効果 \mathcal{O} 職 に 際平 \mathcal{O} 員 容 協 お \mathcal{O} 調 を把握 力業務 そ け 測 和 L 査 関す くは 定若 る国 協力 \mathcal{O} 実 他

(施行期日)

第 この政令は、 国家公務員法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第百八号) 附則第一条第三号

に 掲げる規定 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日 (平成二十 年四 月一日) から施行する。

(公正取引委員会事務総局組織令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「職階、」を削る。

公正取引委員会事務総局組織令 (昭和二十七年政令第三百七十三号)第二条第十三号及び第九条第二

号

宮内庁に 組 織令 昭昭 和二十七年政令第三百七十七号) 第七条第二号及び第十一条第九号

三 公害等調 整委員会事 務 局 組 織 令 昭昭 和四十七 年政令第二百三十六号) 第三条第九号

兀 金 融 庁 組 織令 伞 成 +车 政 令第三百九十二号) 第二条第一項第二号及び第八条第二号

五. 内閣 府 本 府組織令 (平成十二年政令第二百四十五号) 第二条第七号及び第十三条第一 号

六 総務省 組 織令 (平成十二年政令第二百四十六号) 第三条第二号、第二十一条第二号及び第百四十六条

第二号

七 法務省組織令 (平成十二年政令第二百四十八号) 第三条第一項第十一号、 第十五条第二号及び第七十

八 条第十二号

八 外務 省 組 織 令 (平成十二年政令第二百四十九号) 第三条第一 項第九号及び第二十条第 一 号

九 財 務 省 組 織令 平 成十二年政令第二百五十号) 第三条第三号、 第十四条第三号及び第 八十 九 条第 十号

文部科学省組織令 (平成十二年政令第二百五十一号) 第三条第一項第一号、 第十七条第一号、 第九十

五. 条第一号及び第百条第一 号

+

十 一 厚生労働 省組 織 令 (平成十二年政令第二百五十二号) 第三条第一項第二号、 第二十一条第二号、 第

三十九条 の 二 第一 号、 第百 五. + 九条第二号及び第百六十八条第二号

農林・ 水 産 省組 織 令 (平成十二年政令第二百五十三号) 第三条第 項第七号、 第十六条第三号、 第九

十七条第六号、 第百一条第六号、 第百二十三条第六号及び第百三十条第六号

経済産業省組織令 (平成十二年政令第二百五十四号) 第三条第二号、 第十五条第二号、 第百六条第

二号、 第百 十一条第二号、 第百三十六条第二号及び第百四 十八条第二号

十四四 国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) 第三条第一項第二号、 第二十四条第二号、 第

二百二十四条の四第二号、第二百二十七条第八号、第二百四十三条の四第二号及び第二百四十七条第四

号

十 五 環境省組織令 (平成十二年政令第二百五十六号) 第三条第一項第二号及び第十二条第二号

(人事記録の記載事項等に関する政令の一部改正)

第三条 人事 記 録 \mathcal{O} 記 載 事 項等に関する政令 (昭和四十一年政令第十一号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「試験」を「採用試験」に改める。

の整備を行う必要があるからである。

国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、 標準的な官職を定めるほか、 関係政令の規定